

議案第16号

多可町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

多可町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び基準該当居宅介護支援（法第47条第1項に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援者をいう。以下同じ）の指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）をもってその基準とする。

(指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存年限)

第3条 省令第29条の規定により整備した記録については、その完結した日から5年間保存するものとする。

(指定居宅介護支援事業所の指定に関する申請者の資格)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(暴力団の排除)

第5条 前条の法人は、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。